

国民年金がついた お知らせ

こんなときも国民年金 の届出は忘れずに

就職、退職、結婚などによつて加入者の種類が変わることがあります。届け出をしなかつたために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、次の届け出も忘れずに行いましょう。

就職・転職・退職したとき

厚生年金(共済組合)に加入する手続きは、勤務先の事業所を通じて行います。被扶養配偶者がいる場合は、勤務先の事業所を通じて国民年金第3号被保険者への手続きが必要です。

会社に就職したとき

厚生年金(共済組合)に加入する手続きは、勤務先の事業所を通じて行います。被扶養配偶者がいる場合は、勤務先の事業所を通じて国民年金第3号被保険者への手続きが必要です。

就職・転職・退職したとき

厚生年金(共済組合)に加入する手続きは、勤務先の事業所を通じて行います。被扶養配偶者がいる場合は、勤務先の事業所を通じて国民年金第3号被保険者への手続きが必要です。

結婚などにより、被扶養配偶者になったとき

結婚した場合や、収入が減つて厚生年金(共済組合)に加入している配偶者に扶養されるようになつたときは、国民年金第3号被保険者への手続きをしてください。配偶者の勤務先の事業所を通じて手続きします。

被扶養配偶者でなくなつたとき

本人の収入が増えて扶養から外れたり、配偶者が退職したときは、住所地の市区町村役場へ国民年金第1号被保険者への手続きが必要です。扶養する配偶者(第3号被保険者がいる場合は、併せて配

偶者の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。
※この場合、社会保険等(健康保険)を任意加入する場合を除き、国民健康保険の加入手続きも必要になります。事業所が交付する「社会保険等離脱証明書(印鑑)」を持参のうえ年金手続きと併せて行つてください。(詳細はお問合せください。)

偶者の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

厚生年金(共済組合)に加入している方が65歳(年金受給者)になつたとき

60歳未満の被扶養配偶者は第3号被保険者でなくなりますので、住所地の市区町村役場へ第1号被保険者への種別変更の手続きが必要です。

・加入者の種類

20歳になると、日本国内に住所のある人全てが国民年金に加入しなければなりません。加入者は、保険料の納付方法や給付方法が異なつているため、3種類に分類されます。

※1 免除を申請する日の属する年度またはその前年度に失業(離職)された方が対象です。

※2 雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票・離職者支援資金の貸付決定通知など

第3号被保険者	第2号被保険者	第1号被保険者
会社員などの第2号被保険者(厚生年金・共済組合の被保険者)に扶養されてる配偶者	自営業者、農林漁業者、無職、自由業者などの人とその配偶者、学生	厚生年金保険加入者、共済組合員、船員

もありますが、この場合は保険料の一部を納付しなければ未納期間となります。

保険料納付が困難なとき

国民年金には保険料納付が困難な方で本人、配偶者、世帯主の前年度の所得が一定額以下の方が申請することで、国民年金の保険料が免除される制度があります。(一部納付制度)

所得審査対象一覧

区分	申請者(本人)の前年度所得	配偶者の前年度の所得	世帯主の前年度所得
一般の免除申請	審査対象	審査対象	審査対象
申請者(本人)が失業したことによる特例申請	審査対象外	審査対象	審査対象
※配偶者または世帯主が失業した場合にもそれぞれ審査対象外となります。			

今回のお知らせの内容のほかにも各種の届出(被保険者の資格に関する届出・保険料に関する届出・給付に関する届出)が必要な場合があります。各種届出の詳細については下記までお問合せください。

届出・問合せ 国保年金課 ☎②2512

住民総合相談室(追分庁舎) ☎⑤2411